

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和8年4月15日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500562号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2600001号

第1 結論

昭和61年*月から平成2年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年*月から平成2年3月まで
請求期間当時、大学生だった私に代わって母が、国民年金の加入手続きを行い、就職するまで国民年金保険料を納付してくれたので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

学生が国民年金の強制加入被保険者とされたのは平成3年4月1日からであるが、それまでは、学生の国民年金への加入は任意とされており、任意加入の申出を行い申し出た日に国民年金の被保険者資格を取得し、申出日の属する月以後の国民年金保険料を納付できるとされていたところ、請求者は自身の請求期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料納付に関与したことはなく、請求者は母親が国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ってくれた旨陳述している。

しかしながら、請求者の母親は、請求者の国民年金の加入手続き及び保険料納付は行っておらず、年金手帳も受け取っていない旨陳述しており、請求者の国民年金の加入手続き及び保険料納付の状況を確認することはできない。

また、請求期間当時、住民登録をしていた市町村で初めて国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付するためには、被保険者に固有の管理番号である国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が新規に払い出されている必要があるところ、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにより氏名検索を行ったが、請求者に国民年金番号が払い出された形跡は見当たらず、請求期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者が昭和56年3月31日から昭和63年3月31日まで住民登録をしていたA市は、請求者の請求期間に係る国民年金の加入について、加入履歴は不存在である旨回答しており、同年4月1日から住民登録をしていたB市は、請求者の請求期間に係る国民年金の加入及

び保険料納付について、電算機上のデータを確認したが請求者の氏名はないことから、請求者は同市において国民年金に加入していなかった旨回答している。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。